

日出町協働指針策定委員会ワーキング部会設置規程（案）

（設置）

第1条 日出町協働指針策定委員会条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する日出町協働指針策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務を補助するため、日出町協働指針策定委員会ワーキング部会（以下「ワーキング部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 ワーキング部会は、委員会委員長の指示により協働指針の策定に関する事項について調査及び審議し、その結果を委員会委員長に報告する。

（組織）

第3条 ワーキング部会は、別表に掲げる職にある者を部会員として組織する。

（部会員の任期）

第4条 部会員の任期は、任命の日から協働指針を公表する日までの間とする。

（部会長及び副部会長）

第5条 ワーキング部会に部会長及び副部会長を各1人置き、それぞれ委員会委員である部会員をもって充てる。

2 部会長は、ワーキング部会を代表し、会務を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 ワーキング部会は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

2 ワーキング部会は、部会員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会員は、招集された会議を欠席する場合は、その代理の者を出席させなければならない。

4 ワーキング部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において行う。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、ワーキング部会の運営について必要な事項は、部会長がワーキング部会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年 月 日から施行する。

（招集の特例）

2 ワーキング部会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、委員会委員長が招集する。

別表

総務課長	財政課長	契約検査室長
税務課長	住民課長	福祉対策課長
健康増進課長	生活環境課長	商工観光課長
農林水産課長	都市建設課長	上下水道課長
会計課長	教育委員会生涯学習課長	教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長	萬里図書館長	学校給食共同調理場所長